

付 議 第 4 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

令和4年2月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

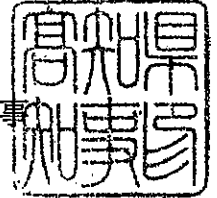


3 高政企第 260 号
令和 4 年 2 月 4 日



高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和 4 年 2 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和 4 年 2 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育
行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 2 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 4 高知県部設置条例の一部を改正する条例議案
- 5 (新) 安芸中学校・高等学校体育館新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 6 令和 4 年度高知県一般会計予算 (所管分)
- 7 令和 4 年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 8 令和 3 年度高知県一般会計補正予算 (所管分)
- 9 令和 3 年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算

第 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月 日提出

高知県知事 濱田 省司

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項の表中

2 回転翼航空機に搭乗する職員の特殊勤務手当	1時間当たり5,100円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額
------------------------	-----------------------------------

を

2 回転翼航空機に搭乗する職員の特殊勤務手当	1時間当たり 1,900円
------------------------	---------------

に改め、同表備考1及び備考2中「人事委員会規則で定める額」を「額」に改める。

第21条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の127.5」とあるのは「6月に支給する場合には100分の68.7、12月に支給する場合には100分の68.8」と、「100分の107.5」とあるのは「6月に支給する場合には100分の58.7、12月に支給する場合には100分の58.8」を「100分の125」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の57.5」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項から第4項までの規定中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100

分の159」を「100分の157」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項及び第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の159」を「100分の157」に改める。

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「6月に支給する場合には100分の68.7、12月に支給する場合には100分の68.8」を「100分の67.5」に改める。

(警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の127.5」とあるのは「6月に支給する場合には100分の68.7、12月に支給する場合には100分の68.8」と、「100分の107.5」とあるのは「6月に支給する場合には100分の58.7、12月に支給する場合には100分の58.8」を「100分の125」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の57.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第21条第2項（同条第3項、第2条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員の条例」という。）第5条第2項又は第3条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（附則第8項において「改正後の任期付研究員の条例」という。）第6条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（職員の育児休業等に関する条例（平成4年高知県条例第1号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第26条第1項、第2項、第4項若しくは第6項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年高知県条例第1号）第4条第1項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年高知県条例第51号）第

4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 127.5分の5（特定幹部職員（職員の給与に関する条例第21条第2項に規定する特定幹部職員をいう。次号において同じ。）にあつては、107.5分の5）
- (2) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。） 68.8分の2.5（特定幹部職員にあつては、58.8分の2.5）
- (3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第3条の規定に基づき任期を定めて採用された職員 159分の4

3 令和3年12月に公立学校職員の給与に関する条例、警察職員の給与に関する条例その他の人事委員会規則で定める条例の規定に基づき期末手当を支給された者に対する前項の規定の適用については、同項中「令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、「公立学校職員の給与に関する条例又は警察職員の給与に関する条例の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める」とする。

4 令和3年12月に職員の給与に関する条例その他の人事委員会規則で定める条例の規定に基づき期末手当を支給された者のうち同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）において会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項各号に掲げる職員をいう。以下同じ。）であった者に令和4年6月に支給する期末手当については、前2項の規定にかかわらず、これらの規定の適用を受ける職員との権衡を考慮して必要な調整を行うことができる。

（公立学校職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正に伴う令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

5 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第4条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例第22条第2項（同条第3項又は改正後の任期付職員の条例第5条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（職員の育児休業等に関する条例第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第27条第1項、第2項、第4項若しくは第6項、外国の地方公共団体の機関等に派

遣される職員の処遇等に関する条例第4条第1項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 127.5分の5

(2) 再任用職員 68.8分の2.5

(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員 159分の4

6 令和3年12月に職員の給与に関する条例、警察職員の給与に関する条例その他の人事委員会規則で定める条例の規定に基づき期末手当を支給された者に対する前項の規定の適用については、同項中「令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、「職員の給与に関する条例又は警察職員の給与に関する条例の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める」とする。

7 令和3年12月に公立学校職員の給与に関する条例その他の人事委員会規則で定める条例の規定に基づき期末手当を支給された者のうち同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）において会計年度任用職員であった者に令和4年6月に支給する期末手当については、前2項の規定にかかわらず、これらの規定の適用を受ける職員との権衡を考慮して必要な調整を行うことができる。

（警察職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

8 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第5条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例第21条第2項（同条第3項、改正後の任期付職員の条例第5条第4項又は改正後の任期付研究員の条例第6条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（職員の育児休業等に関する条例第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第26条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第4条第1項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」

という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 127.5分の5 (特定幹部職員(警察職員の給与に関する条例第21条第2項に規定する特定幹部職員をいう。次号において同じ。)にあつては、107.5分の5)

(2) 再任用職員 68.8分の2.5 (特定幹部職員にあつては、58.8分の2.5)

(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第3条の規定に基づき任期を定めて採用された職員 159分の4

9 令和3年12月に職員の給与に関する条例、公立学校職員の給与に関する条例その他の人事委員会規則で定める条例の規定に基づき期末手当を支給された者に対する前項の規定の適用については、同項中「令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、「職員の給与に関する条例又は公立学校職員の給与に関する条例の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める」とする。

10 令和3年12月に警察職員の給与に関する条例その他の人事委員会規則で定める条例の規定に基づき期末手当を支給された者のうち同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)において会計年度任用職員であった者に令和4年6月に支給する期末手当については、前2項の規定にかかわらず、これらの規定の適用を受ける職員との権衡を考慮して必要な調整を行うことができる。

(会計年度任用職員についての適用除外)

11 附則第2項から前項までの規定は、令和4年6月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)において会計年度任用職員である者には、適用しない。

(人事委員会規則への委任)

12 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案要綱

1 条例改正の目的

この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する令和3年10月14日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員に対して支給する期末手当の額の改定をするとともに、消防防災ヘリコプターの運航に関する事務の一部を民間委託したことに伴い、回転翼航空機に搭乗する職員に支給する特殊勤務手当について必要な改正をしようとするものである。

2 主要な内容

(1) 令和4年度以降の期末手当の支給月数を次の表のとおり引き下げること。(職員の給与に関する条例第21条、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第2項から第4項まで、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第6条第2項及び第3項、公立学校職員の給与に関する条例第22条並びに警察職員の給与に関する条例第21条関係)

区分			本条例施行前の支給月数			本条例施行後の支給月数		
			6月期	12月期	計	6月期	12月期	計
再任用職員以外の職員	一般職員	期末手当	<u>1.275月</u>	<u>1.275月</u>	<u>2.55月</u>	<u>1.25月</u>	<u>1.25月</u>	<u>2.50月</u>
		勤勉手当	0.825月	0.825月	1.65月	0.825月	0.825月	1.65月
		計	2.10月	2.10月	4.20月	2.075月	2.075月	4.15月
	特定幹部職員	期末手当	1.075月	1.075月	2.15月	1.05月	1.05月	2.10月
		勤勉手当	1.025月	1.025月	2.05月	1.025月	1.025月	2.05月
		計	2.10月	2.10月	4.20月	2.075月	2.075月	4.15月
再任用職員	一般職員	期末手当	<u>0.687月</u>	<u>0.688月</u>	<u>1.375月</u>	<u>0.675月</u>	<u>0.675月</u>	<u>1.35月</u>
		勤勉手当	0.412月	0.413月	0.825月	0.412月	0.413月	0.825月

	計	1.099月	1.101月	2.20月	1.087月	1.088月	2.175月
特定幹部 職員	期末手当	0.587月	0.588月	1.175月	0.575月	0.575月	1.15月
	勤勉手当	0.512月	0.513月	1.025月	0.512月	0.513月	1.025月
	計	1.099月	1.101月	2.20月	1.087月	1.088月	2.175月
特定任期付職員	期末手当	<u>1.59月</u>	<u>1.59月</u>	<u>3.18月</u>	<u>1.57月</u>	<u>1.57月</u>	<u>3.14月</u>
任期付研究員	期末手当	1.59月	1.59月	3.18月	1.57月	1.57月	3.14月

(2) 令和4年6月に支給する期末手当の額は、民間給与との均衡を考慮し、(1)により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た額を減じた額とすること。(附則第2項、第5項及び第8項)

ア イ及びウに掲げる職員以外の職員 127.5分の5 (特定幹部職員にあつては、107.5分の5)

イ 再任用職員 68.8分の2.5 (特定幹部職員にあつては、58.8分の2.5)

ウ 特定任期付職員及び任期付研究員 159分の4

(3) 回転翼航空機に搭乗する職員の特殊勤務手当の改定

1時間当たりの支給額を1,900円(現行 5,100円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額)に引き下げること。(職員の給与に関する条例第13条第2項関係)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案説明

この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する令和3年10月14日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員に対して支給する期末手当の額の改定をするとともに、消防防災ヘリコプターの運航に関する事務の一部を民間委託したことに伴い、回転翼航空機に搭乗する職員に支給する特殊勤務手当について必要な改正をしようとするものである。

新 旧 照 表 対 照 表
 新 旧 対 照 表

公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

（目的等）

第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除くほか、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第3条並びにへき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第5条の2第1項及び第2項並びに第5条の3の規定に基づき、公立学校の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第1項に規定する者のうち法第22条の2第1項第1号に掲げる職員である公立学校の職員の報酬、費用弁償（費用弁償としての旅費を除く。第25条の7において同じ。）及び期末手当の額並びにその支給方法については、この条例で定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において職員とは、次に掲げる者（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）である者、同項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）である者及び法第22条の3第1項若しくは第26条の6第7項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）

公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

（目的等）

第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除くほか、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第3条並びにへき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第5条の2第1項及び第2項並びに第5条の3の規定に基づき、公立学校の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第1項に規定する者のうち法第22条の2第1項第1号に掲げる職員である公立学校の職員の報酬、費用弁償（費用弁償としての旅費を除く。第25条の7において同じ。）及び期末手当の額並びにその支給方法については、この条例で定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において職員とは、次に掲げる者（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）である者、同項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）である者及び法第22条の3第1項若しくは第26条の6第7項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）

第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員（以下「臨時的任用職員」という。）である者を含む。）をいう。

(1) 県立の中学校並びに市町村（市町村の組合を含む。第27条の4を除き、以下同じ。）立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員（共同調理場の学校栄養職員を含む。）及び事務

職員

(2) 高等学校（市町村立の高等学校の全日制課程を除く。以下同じ。）及び特別支援学校（前号の市町村立の特別支援学校を除く。）の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、看護職員、事務職員及びその他の職員（技能職員の給与及び基準に関する条例（昭和32年高知県条例第56号）の適用を受ける者を除く。以下同じ。）

2 この条例において教育職員とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

第3条 略

（期末手当）

第22条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第22条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第27条第6項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様と

第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員（以下「臨時的任用職員」という。）である者を含む。）をいう。

(1) 県立の中学校並びに市町村（市町村の組合を含む。第27条の4を除き、以下同じ。）立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員（共同調理場の学校栄養職員を含む。）及び事務

職員

(2) 高等学校（市町村立の高等学校の全日制課程を除く。以下同じ。）及び特別支援学校（前号の市町村立の特別支援学校を除く。）の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、看護職員、事務職員及びその他の職員（技能職員の給与及び基準に関する条例（昭和32年高知県条例第56号）の適用を受ける者を除く。以下同じ。）

2 この条例において教育職員とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

第3条 略

（期末手当）

第22条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第22条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第27条第6項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様と

する。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 箇月 100分の100
- (2) 5 箇月以上6 箇月未満 100分の80
- (3) 3 箇月以上5 箇月未満 100分の60
- (4) 3 箇月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の67.5」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額合計額とする。

5 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員の職にある職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に職の職制上の段階等を考慮して人事委員会規則で定める職員の職の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事委

する。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 箇月 100分の100
- (2) 5 箇月以上6 箇月未満 100分の80
- (3) 3 箇月以上5 箇月未満 100分の60
- (4) 3 箇月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは、「6月に支給する場合においては100分の68.7、12月に支給する場合には100分の68.8」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額合計額とする。

5 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員の職にある職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に職の職制上の段階等を考慮して人事委員会規則で定める職員の職の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事委

員会規則で定める。

第22条の2・第22条の3 略

(勤勉手当)

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに對する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の82.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の41.2、12月に支給する場合には100分の41.3を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに對する地域手当の月額の合

員会規則で定める。

第22条の2・第22条の3 略

(勤勉手当)

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに對する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の82.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の41.2、12月に支給する場合には100分の41.3を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに對する地域手当の月額の合

計額とする。

4 第22条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第23条第3項」と読み替えるものとする。

5 略

(第1号会計年度任用職員の給与の種類)

第25条 第1号会計年度任用職員の給与の種類は、報酬及び期末手当とする。

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第25条の6 第1号会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員（任期が6箇月未満である職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）に、常勤の職員の例により支給する。

(第1号会計年度任用職員の報酬等の特例)

第25条の7 第1号会計年度任用職員であつて職務の特殊性等を考慮して人事委員会規則で定めるものの報酬、費用弁償及び期末手当については、第25条から前条までの規定にかかわらず、任命権者が定める。

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第25条の9 第2号会計年度任用職員に対する第22条第1項の規定の適用については、同項中「職員に」とあるのは、「職員（任期が6箇月未満である職員を除く。）に」とする。

(会計年度任用職員についての適用除外)

第25条の11 第5条、第6条、第7条、第12条、第13条、第14条、第14条の3から第15条の2まで、第16条の2、第16条の3、第20

計額とする。

4 第22条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第23条第3項」と読み替えるものとする。

5 略

(第1号会計年度任用職員の給与の種類)

第25条 第1号会計年度任用職員の給与の種類は、報酬及び期末手当とする。

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第25条の6 第1号会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員（任期が6箇月未満である職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）に、常勤の職員の例により支給する。

(第1号会計年度任用職員の報酬等の特例)

第25条の7 第1号会計年度任用職員であつて職務の特殊性等を考慮して人事委員会規則で定めるものの報酬、費用弁償及び期末手当については、第25条から前条までの規定にかかわらず、任命権者が定める。

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第25条の9 第2号会計年度任用職員に対する第22条第1項の規定の適用については、同項中「職員に」とあるのは、「職員（任期が6箇月未満である職員を除く。）に」とする。

(会計年度任用職員についての適用除外)

第25条の11 第5条、第6条、第7条、第12条、第13条、第14条、第14条の3から第15条の2まで、第16条の2、第16条の3、第20

条の2、第21条の2、第23条及び第27条の規定は、第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員には適用しない。

(委任)

第25条の12 第25条から前条までに定めるもののほか、第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員の給与の支給等に関し必要な事項は、任命権者が定める。

(60歳超臨時任用職員の期末手当の特例)

第26条の2 60歳超臨時任用職員に対して支給する期末手当の額については、第22条第3項において読み替えて適用する同条第2項の規定を準用する。

(60歳超臨時任用職員の勤勉手当の特例)

第26条の3 60歳超臨時任用職員に対して支給する勤勉手当の額については、第23条第2項第2号の規定を準用する。

(休職者の給与)

第27条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が教育公務員特例法第14条の規定の適用を受ける場合を除き前項以外の心身の故障により、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して、休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の80を支給することができる。

条の2、第21条の2、第23条及び第27条の規定は、第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員には適用しない。

(委任)

第25条の12 第25条から前条までに定めるもののほか、第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員の給与の支給等に関し必要な事項は、任命権者が定める。

(60歳超臨時任用職員の期末手当の特例)

第26条の2 60歳超臨時任用職員に対して支給する期末手当の額については、第22条第3項において読み替えて適用する同条第2項の規定を準用する。

(60歳超臨時任用職員の勤勉手当の特例)

第26条の3 60歳超臨時任用職員に対して支給する勤勉手当の額については、第23条第2項第2号の規定を準用する。

(休職者の給与)

第27条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が教育公務員特例法第14条の規定の適用を受ける場合を除き前項以外の心身の故障により、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して、休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の80を支給することができる。

3 略

4 職員が職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例第1条の2各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの、同条第1号の場合にあっては100分の70以内、同条第2号の場合にあっては人事委員会規則で定めるところにより100分の100以内を支給することができる。

5 休職中の職員（休職中の職員であつて、教育公務員特例法第14条の規定の適用を受けているものを除く。）には、他の条例に別段の定めがない限り、前各項の規定により給与を支給する場合は除くほか、いかなる給与も支給しない。

6 第2項又は第4項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第22条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、期末手当の支給日にそれぞれ第2項又は第4項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。

7 略

（人事委員会規則への委任）

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

3 略

4 職員が職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例第1条の2各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの、同条第1号の場合にあっては100分の70以内、同条第2号の場合にあっては人事委員会規則で定めるところにより100分の100以内を支給することができる。

5 休職中の職員（休職中の職員であつて、教育公務員特例法第14条の規定の適用を受けているものを除く。）には、他の条例に別段の定めがない限り、前各項の規定により給与を支給する場合は除くほか、いかなる給与も支給しない。

6 第2項又は第4項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第22条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、期末手当の支給日にそれぞれ第2項又は第4項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。

7 略

（人事委員会規則への委任）

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

新 旧 対 照 表
新 旧

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。第3条において「法」という。）第3条第1項及び第2項並びに第7条第1項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（任期を定めた採用）

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 略

（給与条例の適用除外等）

第5条 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号。次項において「一般職員給与条例」という。）第4条、第4条の3から第6条の2まで、第8条から第11条まで、第11条の4、第22条及び第23条の3の規定、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号。第3項において「学校職員給与条例」

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。第3条において「法」という。）第3条第1項及び第2項並びに第7条第1項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（任期を定めた採用）

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 略

（給与条例の適用除外等）

第5条 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号。次項において「一般職員給与条例」という。）第4条、第4条の3から第6条の2まで、第8条から第11条まで、第11条の4、第22条及び第23条の3の規定、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号。第3項において「学校職員給与条例」

という。)第5条、第6条から第7条の2まで、第10条、第12条から第14条まで、第14条の3、第15条の3、第15条の4、第23条及び第23条の2の規定並びに警察職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第15号。第4項において「警察職員給与条例」という。)第4条(第6項を除く。)から第6条の2まで、第8条から第11条まで、第11条の3及び第22条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する一般職員給与条例第4条の2、第11条の3、第19条の2第1項及び第21条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第4条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年高知県条例第52号)第4条の規定」と、一般職員給与条例第11条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員(医療業務に従事する医師及び歯科医師である職員に限る。)」と、一般職員給与条例第19条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、一般職員給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の157」とする。

3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第5条の2、第20条の2第1項及び第22条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第5条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年高知県条例第

という。)第5条、第6条から第7条の2まで、第10条、第12条から第14条まで、第14条の3、第15条の3、第15条の4、第23条及び第23条の2の規定並びに警察職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第15号。第4項において「警察職員給与条例」という。)第4条(第6項を除く。)から第6条の2まで、第8条から第11条まで、第11条の3及び第22条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する一般職員給与条例第4条の2、第11条の3、第19条の2第1項及び第21条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第4条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年高知県条例第52号)第4条の規定」と、一般職員給与条例第11条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員(医療業務に従事する医師及び歯科医師である職員に限る。)」と、一般職員給与条例第19条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、一般職員給与条例第21条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の159」とする。

3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第5条の2、第20条の2第1項及び第22条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第5条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年高知県条例第

52号) 第4条の規定」と、学校職員給与条例第20条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、学校職員給与条例第22条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の157」とする。

4 特定任期付職員に対する警察職員給与条例第4条第6項、第19条の2第1項及び第21条第2項の規定の適用については、警察職員給与条例第4条第6項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第52号）第4条の規定」と、警察職員給与条例第19条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、警察職員給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の157」とする。

(企業職員である特定任期付職員の特例)

第6条 第4条の規定は、企業職員（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年高知県条例第49号。以下この条において「企業職員給与条例」という。）の適用を受ける職員をいう。）として採用された特定任期付職員には、適用しない。

2・3 略

4 企業職員給与条例第3条から第6条まで、第6条の3及び第15条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

5 略

52号) 第4条の規定」と、学校職員給与条例第20条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、学校職員給与条例第22条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の159」とする。

4 特定任期付職員に対する警察職員給与条例第4条第6項、第19条の2第1項及び第21条第2項の規定の適用については、警察職員給与条例第4条第6項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第52号）第4条の規定」と、警察職員給与条例第19条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、警察職員給与条例第21条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の159」とする。

(企業職員である特定任期付職員の特例)

第6条 第4条の規定は、企業職員（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年高知県条例第49号。以下この条において「企業職員給与条例」という。）の適用を受ける職員をいう。）として採用された特定任期付職員には、適用しない。

2・3 略

4 企業職員給与条例第3条から第6条まで、第6条の3及び第15条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

5 略

(人事委員会規則等への委任)

第7条 この条例の施行に必要な事項は、人事委員会規則又は企業管理規程（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。）で定める。

(人事委員会規則等への委任)

第7条 この条例の施行に必要な事項は、人事委員会規則又は企業管理規程（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。）で定める。

令和 4 年 6 月 期 末 手 当 の 減 額 調 整 に つ い て

1 基準となる金額の計算

令和 4 年度以降の期末手当を令和 3 年人事委員会勧告どおり、6 月分、12 月分ともに ▲0.025 月とする（再任用職員以外の職員の場合）。

6 月：1.275 月 → 1.25 月（▲0.025 月）、12 月：1.275 月 → 1.25 月（▲0.025 月）

2 12 月 未 実 施 分 の 減 額 調 整

1 の勧告による減額後の基準となる額から、次のとおり減額調整を行う。

令和 4 年 6 月 期 の 期 末 手 当 の 支 給 額	=	改正後の給与条例の本則等の規定により 算定される期末手当の額 (▲0.025 月分を反映)	-	本来、令和 3 年 12 月 期 で 減 額 さ れ る は ず で あ っ た 期 末 手 当 の 額 ※ 1 (▲0.05 月分)
-----------------------------------	---	---	---	---

※ 1 算定基礎となる給与月額は昇給前の令和 3 年 12 月 期 の も の

3 事例（減額調整あり：○、減額調整なし：×）

		令和 4 年 6 月 の 職			
		常勤職員等 (任期付職員を含む。)	再任用職員	会計年度 任用職員 (時間講師等)	臨時的 任用教職員 (期限付講師等)
令 和 3 年 12 月 の 職	常勤職員等	○	○	×	○
	再任用職員	/	○	×	○
	会計年度 任用職員	○	○	×	○
	臨時的 任用教職員	○	○	×	○

※ 2 再任用職員から常勤職員等となることはないため、対象外。